

## 横手市建設工事等苦情処理手続要領

平成17年10月 1 日

訓令第49号

(趣旨)

第1条 この訓令は、建設工事又は建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の発注に当たり、入札及び契約の過程についての苦情に対する適切な説明方法、当該説明に不服のある場合の苦情受付等についての処理手続を定めるものとする。

(苦情処理の対象となる建設工事等)

第2条 苦情処理の対象となるものは、指名競争入札方式又は随意契約方式によるすべての建設工事等とする。

2 一般競争入札方式に係る苦情処理手続は、別に定める。

(審議機関)

第3条 審議機関は、次のとおりとする。

(1) 第1次審議機関 苦情処理の対象となる工事等を発注した課室所等（依頼工事の場合は依頼を受けた課室所等。以下「発注担当課」という。）。ただし、第4条第1号及び同条第3号の申立てについては、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号）第2条に規定する契約事務担当課長の所管する課（以下「契約事務担当課」という。）とする。

(2) 第2次審議機関 横手市契約規則第5条に規定する契約審査会（以下「審査会」という。）。)

(苦情申立てができる者及び範囲)

第4条 苦情の申立てができる者及び範囲は、次のとおりとする。

(1) 指名競争入札 市において登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、契約事務担当課に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(2) 随意契約方式 市において登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、当該発注担当課（横手市契約規則第70条第1項ただし書の規定に基づくものは、契約事務担当課）に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 指名停止措置を行ったもの 指名停止をした旨、期間および指名停止の理由に対して不服がある者は、契約事務担当課に対して説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に苦情申立書(様式第1号)により行うことができる。また、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる建設工事等、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載することとする。

(1) 前条第1号に掲げる苦情の申立ては、入札結果の公表を行った翌日(公表対象外のものにあつては、当該契約のあつたことを知った日の翌日)から起算して7日(横手市の休日を定める条例(平成17年横手市条例第2号)に定める休日を除く。以下同じ。)以内とする。

(2) 前条第2号に掲げる苦情の申立てにあつては、随意契約の相手方の公表を行った翌日(公表対象外のものにあつては、当該契約のあつたことを知った翌日)から起算して7日以内とする。

(3) 前条第3号に掲げる苦情の申立ては、当該処置行為のあつた日の翌日から起算して7日以内とする。

(苦情申立てへの回答)

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、発注担当課長又は契約事務担当課長は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日以内に苦情申立てに係る回答書(様式第2号。以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を14日以内に延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 発注担当課長又は契約事務担当課長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情申立てについての教示)

第8条 苦情の申立てができる旨の教示は、入札結果若しくは随意契約の公表又は当該処置行為と同時に行うものとする。

(苦情処理手続に係る明示)

第9条 第4条から第6条までの苦情申立てに係る手続の方法については、入札結果若しくは随意契約の公表又は当該処置行為と同時に明示を行うものとする。

(苦情処理結果の公表)

第10条 苦情処理回答結果については、非公表とする。

(再苦情の申立てができる者及び範囲)

第11条 再苦情の申立てができる者及び範囲は、次のとおりとする。

(1) 第6条の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、回答書を受理した日から7日以内に第4条の例により発注担当課長又は契約事務担当課長を通じて審査会に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情の申立てがあった場合は、発注担当課長又は契約事務担当課長は、速やかに審査会に審議を依頼するものとする。なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書(様式第3号)によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第12条 審査会は、再苦情の申立者に対し、審議の翌日から起算して7日以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書(様式第4号)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い審査会が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第13条 審査会は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日以内にその申立てを却下することができる。

(再苦情の申立てについての教示)

第14条 再苦情の申立てについては、第6条の苦情の申立ての回答書に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(再苦情処理手続に係る明示)

第15条 第11条から第13条までの再苦情の申立てに係る手続については、第6条の苦情の申立ての回答書中に記載する。

(再苦情処理結果の公表)

第16条 審査会は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情の申立者の提出した書面及び審査会が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

(入札手続きの執行)

第17条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

様

- 1 苦情申立者の住所氏名  
住所  
商号又は名称  
代表者名  
（電話番号）
- 2 苦情申立ての対象となる工事名  
工事名
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

発注担当課又は契約事務担当課

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記により回答します。

記

1 工事名

2 申立て事項への説明

3 再苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、苦情申立てに回答した課を通じて契約審査会に対し再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日（「横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に規定する休日を除く。）以内に再苦情申立書（様式第3号）によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載してください。

様式第3号（第11条関係）

再苦情申立書

年 月 日

様

- 1 再苦情申立者の住所氏名  
住所  
商号又は名称  
代表者名  
（電話番号）
- 2 再苦情申立ての対象となる工事名  
工事名
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

様式第4号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

契約審査会長

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てのあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 申立て事項への説明